

# 新得都市計画（新得町） （非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、新得都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

新得都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	新 得 町	行政区域の一部	約 723 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の西部に位置しており、JR 新得駅を中心に市街地が形成されてきた。産業については、総面積の約 9 割は大雪山系を中心とした山林が占めており、北海道有数の森林資源を背景として農林業を中心に発展してきた。

しかし、最近では人口減少、少子高齢化及び地元経済力の低下等に的確に対応することが求められ、地域資源を活用した観光振興等による交流人口の拡大や、空き地及び空き家の活用による市街地の空洞化対策、市街地における街並みの景観形成及び災害に対して強い都市基盤の構築等が課題となっている。

これを受け新得町では、町民がこれからも住み続けたいと思い、来訪者がまた訪れたいと思えるために、地域資源の活用と産業の活性化を目指し、「住まう人が誇りに思い、訪れる人が魅せられる、自然と融和した活力のある都市」を都市づくりの基本理念としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は、都市の防災性の向上が図られ、時代変化に対応できる都市、コンパクトでにぎわいのある都市、安心して暮らせる都市、自然を守り活かす都市、新得らしい特色のある都市を目指す。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については、現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域は、新得地区と屈足地区からなる2つの都市計画区域により構成され、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少並びに経済活動の変化に伴い、市街地内の低密度化が進行し、住宅地や工業地における空き地や空き家の散在及び商業地の空洞化が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、地域商業業務地の周辺及びJR根室本線の西側に配置し、住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、一般住宅地の周辺に配置し、周辺の自然環境等と調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本地区の商業業務地は、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・地域商業業務地は、新得地区のJR新得駅東側に配置し、商業機能の維持により地区の利便性の向上を図る。
- ・沿道商業業務地は、屈足地区の一般道道忠別清水線の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した商業地の形成を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・一般工業地は、新得地区の3・3・1号新栄通線（国道38号）沿道、JR根室本線の西側沿線及び北新得に、屈足地区については、市街地南部及び北部にそれぞれ配置し、工業系土地利用の集積を図る。
- ・流通業務地は、JR根室本線沿線に配置し、鉄道関連施設の集積地を形成する。

##### (2) 市街地の土地利用の方針

##### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存住宅地内の小規模な空き地の集約やきめ細やかな整地等により、住宅地供給と居住環境の改善を行い、これにより外縁部での新たな住宅団地造成を抑制する。
- ・公営住宅については、団地の集約化と団地内の空き地を活用した住宅整備を進める。

##### (3) その他の土地利用の方針

##### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業

振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。  
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、住民への事前周知と災害時の迅速な避難誘導等、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の豊富な農地森林は、環境維持のための緑地・治水及び防災等、公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画との調整を図りつつ、その維持保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域の西部に位置する地方中小都市であり、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・ 本区域の主要な産業である農業の生産物輸送やリゾート観光の需要に配慮した広域的な交通ネットワークの形成を図る。

**b 整備水準の目標**

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	0.81 km/km <sup>2</sup>	0.81 km/km <sup>2</sup>

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 道路**

- ・北海道横断自動車道が市街地の西側を通過しており、必要なアクセス道路について適切に配置する。
- ・3・3・1号新栄通線（国道38号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号中央通線（一般道道新得停車場線）、3・3・5号オダッシュ通（主要道道夕張新得線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

**b 交通結節点等**

3・4・3号本通線（町道本通線）にJR根室本線新得駅の駅前広場を配置しており、リゾート観光施設へのアクセス拠点及び北十勝の町村から道央圏へ向かう際のパークアンドライド機能の強化を図る。

**③ 主要な施設の整備目標**

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

3・4・3号本通線（町道本通線）のJR根室本線新得駅駅前広場の整備を促進する。

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

**ア 下水道**

- ・近年における気候の変動は、中小河川の氾濫及び雨水排水施設の整備水準による浸水被害等の問題をもたらしている。
- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

**イ 河川**

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

**b 整備水準の目標**

**ア 下水道**

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で80.2%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

**イ 河川**

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 下水道**

新得公共下水道については、下水管渠を確保し、新得地区と屈足地区のそれぞ

れに処理場を適切に配置する。

#### b 河川

佐幌川、ペンケオタソイ川及びパンケ新得川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

#### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。

#### (3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

### 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

本区域は、市街地周辺を取り囲むように流れる佐幌川、ペンケオタソイ川及びパンケ新得川の河川空間が緑の骨格を成し、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適切な維持管理を進める。

#### (2) 緑地の配置の方針

##### ① 緑地系統ごとの配置方針

##### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、新得運動公園、新得山自然公園及び拓鉄公園を配置する。

##### b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を新得地区と屈足地区のそれぞれに居住人口を考慮のうえ配置するとともに、屈足地区に屈足公園を配置する。
- ・週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、新得運動公園、佐幌川公園及びサホロリバーサイド運動広場を配置する。

##### c 防災系統

災害時における避難場所として、街区公園、屈足公園及び新得運動公園を配置する。

##### d 景観構成系統

市街地の背景となり、郷土的景観を形成する緑地として、新得山自然公園、拓鉄公園及び佐幌川の河川緑地を配置し、さらに新得地区と屈足地区を隔てる丘陵地を縁取る樹林地により緑地景観を構成する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内的の公園等緑地の適正配置を進める。  
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である西公園の見直しを含めて、区域内的の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、公園施設長寿命化計画等、各種計画を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。